

## 鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査業務 仕様書

### 1 業務名

鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査業務

### 2 業務の目的

鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査業務（以下、「本業務」という。）は、鈴鹿市立図書館の再整備を想定して、鈴鹿市立図書館の現状を把握するとともに、図書館に対する市民ニーズを把握するために市民アンケート調査を行い、鈴鹿市立図書館の課題を抽出・整理することを目的とする。

### 3 履行場所

鈴鹿市立図書館（鈴鹿市飯野寺家町 812 番地）

### 4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 5 業務概要

#### （1）現況把握

鈴鹿市（以下「発注者」という。）から提供する図書館に関する過去5年間程度のデータをもとに、蔵書数、貸出数、来館者数、各種イベントの実施・参加状況、施設概要及び諸室レイアウト等を把握する。

さらに、市の地勢、歴史、人口等を整理するとともに、市の上位・関連計画から図書館の位置づけを整理する。

#### （2）市民アンケート調査

発注者が、無作為抽出した市民2,000人程度を対象に、図書館の利用状況や、図書館に望むサービス・施設について、アンケート調査を実施する。アンケート調査においては、設問を設計した上で、調査票を作成するとともに、回収した回答データの入力・集計・分析を行う。

#### （3）こども向けアンケート調査

発注者が指定する鈴鹿市内の公立小中学校に通学する児童生徒を対象に、図書館の利用状況や、図書館に望むサービス・施設について、アンケート調査を実施する。アンケート調査においては、設問を設計した上で、調査票を作成するとともに、回収した回答データの入力・集計・分析を行う。

#### (4) 同規模自治体との比較検討

(1) を踏まえ、蔵書数、貸出数、来館者数等について、同規模自治体の図書館と比較検討する。

#### (5) 課題整理

(1) から (4) を踏まえ、現状の図書館の課題を抽出・整理する。

### 6 成果品

本業務における成果物は、以下のとおりとする。また、発注者から成果物の内容について、不備の指摘があった場合、受注者は速やかに修正などの対応をしなければならない。

なお、修正等に要する費用は受注者の負担とする。

(1) 鈴鹿市立図書館再整備に向けた基礎調査結果 データ納品 (Word)

(2) 本業務関連データ データ納品 (Word、Excel 等)

### 7 成果品等の帰属

本業務における完成品はすべて発注者に帰属する。また、受注者は、発注者の許可なく成果品の内容を第三者に公表してはならない。このことは、契約解除後及び契約期間満了後においても同様とする。

### 8 業務責任者等

本業務の実施に際して、本業務の目的を十分に理解し、基礎調査に係る十分な業務経験を有した業務責任者及び業務担当者を配置すること。配置された業務責任者及び業務担当者は導入期間中の交代を認めない。ただし、やむを得ず交代が必要な場合は発注者の承認を得ること。

### 9 業務指示及び監督

(1) 本業務を実施するにあたり、発注者と受注者は、常に密接な連絡を取り、受注者は発注者の指示及び監督を受けなければならない。

(2) 発注者の指示により、本業務を適正かつ円滑に実施するための会議を開催すること。なお、開催された会議の会議録を作成し、発注者の承認を得ること。

### 10 進捗管理

(1) 契約締結後、速やかに発注者と本業務について協議・打合せを行い、完了に向けた業務実施計画書 (工程表を含む。) を提出すること。

(2) 業務実施計画書提出後は、これに基づいて運用開始までの進捗管理を実施すること。

#### 1.1 秘密保持

受注者は、本業務にあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、知り得た情報及び資料を第三者に開示又は漏洩してはならない。また、そのために必要な措置を講ずること。

#### 1.2 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

#### 1.3 安全管理

(1) 受注者は、調査に当たり、調査対象施設の運営業務に支障がないよう十分配慮しなければならない。

(2) 受注者は、調査中、施設入居者の業務の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、保安上十分な注意を払わなければならない。

#### 1.4 再委託の禁止

(1) 受注者は、本業務の全部またはその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとする際は、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

#### 1.5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

発注者の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条に基づく警察等行政機関からの通報又は同要綱第4条に基づく警察等関係行政機関からの情報により、受注者が契約の相手方として不相当であると認められるときは、発注者はこの契約を解除できる。

#### 1.6 不当介入を受けた場合の措置

受注者は暴力団関係者（鈴鹿市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9項）による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察等関係行政機関への通報及び捜査上必要な協力を行うこと。また、発注者にも速やかに報告すること。

#### 17 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対しては一切の責任を負い、事故内容等を遅滞なく発注者に報告するものとする。

#### 18 その他

本業務について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議を行い、決定するものとする。